鳥取県告示第326号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏	主たる事務所の	介護予防サービス事業	介護予防サービス事業	亦更年日日
名	所在地	を行う事業所の名称	を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	社会福祉法人湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字泊	平成21年4月1
町社会福祉協議会	大字泊1085-1	社会福祉協議会指定訪	1085 - 1	日
会長 宮脇 洋一		問介護事業所		